

# **島根県ギャンブル等依存症対策推進計画**

## **(第2期)**

**令和7年9月**

**島根県**

## 目 次

### 第1 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の進捗管理と見直し	2
5 他の計画との整合	2

### 第2 島根県の現状

1 施設の状況	3
2 ギャンブル等依存症である者の状況	4
3 相談支援の状況	5
4 治療拠点及び専門医療機関と相談拠点の設置	8

### 第3 基本的な考え方

1 基本理念	9
2 取組の基本方針	9

### 第4 取り組むべき重点課題

1 県計画（第1期）の評価	10
2 本計画における重点課題	11

### 第5 具体的な取組

1 予防と普及啓発	12
2 早期発見と相談支援	14
3 回復支援	15
4 基盤整備	16

### 参考資料

島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱	17
-------------------------	----

# 第1 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

競馬などの公営競技やぱちんこ等は、多くの人が健全に楽しんでいる一方、これらにのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず必要な支援や治療を受けられていない現状があることから、国民全体が関心と理解を深め、その予防を図る必要があります。

国においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年に「ギャンブル等依存症対策基本法」（以下「基本法」という。）が制定されるとともに、平成31年には「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、令和4年3月と令和7年3月に2回の見直しがなされたところです。

また、令和7年6月には、オンラインカジノの規制を強化する改正基本法が公布されました。

島根県においても、令和4年6月に「島根県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「県計画（第1期）」という。）を策定し、ギャンブル等依存症である者等に対する支援の充実を図り、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して取組を推進してきました。

このたび、令和7（2025）年9月までを計画期間とする県計画（第1期）の終了に伴い、これまでの取組の評価や現在の本県におけるギャンブル等依存症を取り巻く状況を踏まえ、「島根県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定し、ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止及び回復に向けた対策や、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、さらなる支援を推進していきます。

※本計画において、「ギャンブル等依存症」とは、基本法第2条により、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態を指します。

※本計画中に記載のある「自死」という言葉について、島根県では、「自殺」という言葉は、遺族の方々の心情に配慮して「自死」と言い換えて使用しています。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定するよう努めることとなっている都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画とします。

(参考) ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項

都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年10月から令和11（2029）年3月までとします。

## 4 計画の進捗管理と見直し

島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において本計画の進捗状況の把握と適切な進行管理に努めるとともに、基本計画の変更が行われた場合など、必要に応じて見直しを行います。

## 5 他の計画との整合

計画の策定等にあたっては、島根県保健医療計画（令和6年4月策定）及び島根県アルコール健康障がい対策推進計画（令和6年3月策定）との整合性を図り、連携して施策を推進します。

## 第2 島根県の現状

### 1 施設の状況

#### (1) 各施設の数

県内に設置されているギャンブル等の施設数（令和7年2月末時点）は、次のとおりです。

「競馬」、「競輪」、「モーター ボート競走」は場外発売所があり、「ぱちんこ」は県内各地に51の遊技場があります。

「オートレース」の施設はありません。

種別	競馬	競輪	モーター ボート競走	ぱちんこ
場外発売所	1	1	1	—
遊技場	—	—	—	51

出典 各事業者のホームページより

#### (2) 各施設におけるギャンブル等依存症対策の取組

各事業者が自ら行っている依存症対策は、次のとおりです。

入場制限※	競馬	競輪	モーター ボート競走	ぱちんこ
○	○	○	○	○
○	○	○	○	—
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

出典 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局「ギャンブル等依存症対策推進基本計画

令和6年度（上半期）までの進捗状況及び評価について」

※利用者本人又はその家族が競走場・場外発売所への入場制限又はインターネット投票の利用停止を望む場合に、本人又は家族の申告に基づき当該利用者の入場制限又は利用停止を行う制度

## 2 ギャンブル等依存症である者の状況

### (1) ギャンブル等依存症経験者の推計

令和5年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査報告書」(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター)によると、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、ギャンブル等依存が疑われる者の割合は成人の1.7%<sup>(※1)</sup>と推計しています。

この結果を本県に置き換えた場合、県内のギャンブル等依存が疑われる者の人口は約7.2千人と推計することができます。

	推計人口
島根県	7.2千人 ( 6千人～ 8.1千人) <sup>(※2)</sup>
全国	1,477千人 (1,216千人～1,650千人) <sup>(※3)</sup>

出典 松下幸生;令和5年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」,2024年

※1 全体割合 (95%信頼区間: 1.4%～1.9%)

※2 しまね統計情報データベース 2023年10月1日現在の人口 (18歳～74歳) から算出。

※3 e-Stat (政府統計の総合窓口) 2023年10月1日現在の人口 (18歳～74歳) から算出。

### (2) ギャンブル等依存症の治療に関する状況

#### ・全国及び県内の依存症患者数の状況

		H30	R1	R2	R3	R4
島根県	外来患者数	14	22	27	26	25
	入院患者数	非公表	非公表	1-9	非公表	0
全国	外来患者数	3,240	4,046	4,064	3,829	4,514
	入院患者数	362	384	364	295	351

出典 精神保健福祉資料 (NDB)

※患者数が1～9の場合は「1-9」と表示。医療機関数が1～2の場合は患者数を「非公表」と表示。

### 3 相談支援の状況

#### (1) 島根県消費者センターでの消費生活相談延べ件数

	R1	R2	R3	R4	R5
消費生活相談件数	3,003	3,298	2,951	3,036	3,005
多重債務に係る件数※	43	32	41	35	57

※多重債務に係る件数の中にはギャンブルに関連した内容もある。

#### (2) 精神保健福祉センターにおけるギャンブルに関する相談延べ件数

##### [電話相談]

	R1	R2	R3	R4	R5
島根県（心と体の相談センター）	113	68	89	54	78
全国	6,201	6,778	7,043	7,858	8,331

##### [面接相談]

	R1	R2	R3	R4	R5
島根県（心と体の相談センター）	109	95	70	24	24
全国	5,987	6,413	6,810	7,036	7,776

出典 衛生行政報告例（電子メールによる相談を含めない）

#### (3) 県内保健所におけるギャンブルに関する相談延べ件数

##### [電話相談]

	R1	R2	R3	R4	R5
島根県	10	44	14	12	33
全国	2,384	2,328	2,297	3,085	3,443

##### [面接相談]

	R1	R2	R3	R4	R5
島根県	8	9	10	5	17
全国	2,350	1,822	2,093	2,729	3,256

出典 衛生行政報告例（電子メールによる相談を含めない）

#### (4) 心と体の相談センターにおける回復支援プログラム（SAT-G）の実施状況

	R1	R2	R3	R4	R5
受講実人数	33	29	24	14	7
受講延人数	106	106	87	59	37

##### [SAT-G とは]

SAT-G（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）は、島根県立心と体の相談センターにおいて開発された、認知行動療法の手法を活用したギャンブル等依存症の回復支援プログラムです。また、その簡略版である SAT-G ライトは、重複障がいを有する方への個別支援や簡易介入プログラムとして活用されています。

SAT-G は、全国に 69 カ所ある精神保健福祉センターの 8 割以上で活用されている他、精神科医療機関や保健所等においても活用されています。

※SAT-G : Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder の略称

## (5) 自助グループ・民間団体の状況

島根県には、下記のとおりギャンブル等依存症の当事者の自助グループと家族・友人の自助グループや民間団体があります。

自助グループは、同じような問題、同じような悩みを抱えた仲間同士が集い、経験と力と希望を分かち合う場です。「言いつぱなし聴きっぱなし」であるなど、安心して話せる場にするためのいくつかのルールがあります。

また、自助グループは、ギャンブル等で苦しんでいる当事者や家族にとって仲間を見つけたり、自分を振り返ったりするために役立ちます。

そして、家族の困りごとの相談を受け、解決のために一緒に考え、伴走して支援している民間団体もあります。

このような自助グループや民間団体の取組は、充分に知られていない現状があります。

今後は、自助グループや民間団体の活動等について広く県民に周知するとともに、ギャンブル等依存症について学ぶ機会を設けるなど、理解を深める取組を行う必要があります。

分類	名称等	
当事者の自助グループ	GA : ギャンブラー ズ・アノニマス	GA 益田グループ 【連絡先】 Mail : msdga2019@gmail.com
		GA 松江 【連絡先】 電話 : 080-5668-6379 Mail : yongdaozhiji@gmail.com

家族・友人の自助グループ	GAFA : ガーフア	松江だんだんステップグループ 【連絡先】 Mail:gafamatsuedandan@gmail.com
		出雲グループ 【連絡先】 Mail:gafa.izumo@gmail.com
	ギャマノン	ギャマノン益田グループ Mail : gamanon.masuda@gmail.com
		ギャマノン松江 ※休会中
さくらの会 ※休会中		

民間団体	全国ギャンブル依存症家族の会島根 【連絡先】 電話 : 090-7372-2025 Mail : gdfam.shimane@gmail.com
------	---

## 4 治療拠点及び専門医療機関と相談拠点の設置

県では、平成 29 年 11 月に松江青葉病院及びこなんホスピタルをギャンブル等依存症専門医療機関に選定し、平成 30 年 5 月に松ヶ丘病院をギャンブル等依存症専門医療機関及び治療拠点機関に選定しました。

また、平成 30 年 12 月から県立心と体の相談センターを相談拠点としています。

	機関名
治療拠点機関 <sup>(※1)</sup> (ギャンブル等依存症)	社会医療法人正光会 松ヶ丘病院
専門医療機関 <sup>(※2)</sup> (ギャンブル等依存症)	医療法人青葉会 松江青葉病院 医療法人同仁会 こなんホスピタル 社会医療法人正光会 松ヶ丘病院
相談拠点 (ギャンブル等依存症)	県立心と体の相談センター

※1 治療拠点機関とは、専門医療機関の中から、治療拠点として県が選定した機関であり、専門医療機関としての機能の他に、活動実績の取りまとめや依存症に関する取組の情報発信、依存症研修の実施なども行う

※2 専門医療機関とは、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようするため、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている医療機関として、県が選定した機関を指す

## **第3 基本的な考え方**

### **1 基本理念**

基本法第3条の基本理念に基づき、ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者とその家族が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう支援を行います。

また、ギャンブル等依存症対策を実施するにあたっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自死、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関するこれらの問題の根本的な解決を促すよう、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるために必要な配慮を行います。

### **2 取組の基本方針**

#### **(1) 予防と普及啓発**

学校・地域・職場など各分野における啓発を実施し、ギャンブル等依存症に関する県民各層の正しい知識の普及と理解の促進を図ります。

#### **(2) 早期発見と相談支援**

ギャンブル等に関わる事業者及び社会生活問題に関わる関係機関等がギャンブル等依存症への早期発見とそれぞれの機能に応じた支援の促進を図ります。

#### **(3) 回復支援**

ギャンブル等依存症の回復に向けた専門的治療や支援の充実を図り、ギャンブル等依存症である者や家族の支援の促進を図ります。

#### **(4) 基盤整備**

ギャンブル等依存症に関する関係機関の切れ目のない連携協力体制の構築を図ります。

## 第4 取り組むべき重点課題

### 1 県計画（第1期）の評価

島根県では、令和4年6月に、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度の3年間を計画期間とする県計画（第1期）を策定し、各行政機関、医療機関、関係事業者や自助グループ・民間団体等、様々な関係機関が連携し、ギャンブル等依存症に対する支援の充実を図り、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、ギャンブル等依存症に対する取組を展開してきたところです。

県計画（第1期）においては、課題として、ギャンブル等依存症に関する正確な認知が得られていないこと、治療（医療）や相談につながっている事例が少ないとこと、及び専門的な対応（相談や治療）ができる機関が限られていることの3点を挙げていました。

このことを踏まえ、ギャンブル等依存症に関する正確な認知が得られていないこと及び治療（医療）や相談につながっている事例が少ないとことについては、関係機関において、各種ポスターの掲載やチラシの配架、研修等の実施等により、ギャンブル等依存症や相談窓口の周知に取り組んできたところです。

しかしながら、本計画中の「第2 島根県の状況」に記載のとおり、本県のギャンブル等依存症経験者の推計人口に対する治療及び相談件数が少ないとから、現状においても、ギャンブル等依存症が支援につながれば回復可能であることが十分認知されておらず、必要な治療や相談に繋がっていない状況、及びギャンブル等依存症である者や家族等に対し、専門医療機関があることや自助グループ・民間団体の活動や取組の情報発信が十分できていない状況にあると推測されます。

一方、専門的な対応（相談や治療）ができる機関が限られていることについては、相談拠点である心と体の相談センターにおいて、保健所等の職員を対象に支援者養成研修を開催し、ギャンブル等依存症に関する専門相談や回復支援プログラム（SAT-G）を提供できる人材を養成しています。また、心と体の相談センターで実施している回復支援プログラム（SAT-G）について、支援技術の習得等を目的とした視察を受け入れています。

加えて、治療拠点である松ヶ丘病院、専門医療機関である松江青葉病院及びこなんホスピタルにおいては、SAT-Gを継続実施しており、専門的な治療や相談ができる体制の維持・拡大が図られているところです。

今後も、ギャンブル等依存症対策連絡協議会を通して、関係機関がお互いの情報を共有し、連携してギャンブル等依存症対策を進めていくことが重要です。

## 2 本計画における重点課題

「1 県計画（第1期）の評価」のとおり、県計画（第1期）の取組における課題として、ギャンブル等依存症が支援につながれば回復可能であることが十分認知されておらず、ギャンブル等依存症である者や家族等が、必要な医療や相談に繋がっていないこと、及びギャンブル等依存症である者や家族等に対し、専門医療機関があることや自助グループ・民間団体の活動や取組の情報発信が十分できていないことが挙げられます。

また、令和5年度、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが、精神保健医療領域における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況について行った調査では、公営競技等でインターネットを使用した購入が過半数であり、また、10歳～29歳で習慣的にギャンブルをするようになったとの回答が約8割に上ることが示されました。このことから、ギャンブルのオンライン化への対応や若年者対策の強化が重要であると考えられます。

加えて、近年、オンラインカジノへのアクセス数の増加と共に伴う依存症の問題が強く指摘されています。海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪であり、オンラインカジノの違法性等の周知等の対策を推進する必要があります。

したがって、本計画では以下の3点を重点課題に設定し、特に予防と普及啓発に重点をおいた取組を推進していきます。

### 【重点課題】

- ・広く県民に対しての、ギャンブル等依存症が支援につながれば回復可能であること等に関する正しい知識の普及と理解の促進
- ・ギャンブル等依存症である者や家族、またギャンブル等依存症が疑われる方が、専門医療機関や相談拠点、自助グループや家族会につながるための関係機関との連携による積極的な情報発信
- ・若年世代へのギャンブル等依存症に関する予防対策及びオンラインで行われるギャンブル等の注意喚起

## 第5 具体的な取組

### 1 予防と普及啓発

#### (1) 正しい知識と理解促進のための普及啓発

ギャンブル等依存症は自分の意思ではギャンブル等をやめることができ困難な状態であり、誰にでもなる可能性があるということ、適切な相談や治療に繋がれば回復可能であることなどについて、学校・職域・地域などを対象とした啓発活動を行うとともに、オンラインで行われるギャンブルに関する注意喚起を行います。

##### ○ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解促進

###### 【全関係機関】

- ・ギャンブル等の付き合い方や、ステージごとの対処方法が分かる「自己チェックシート」について、ホームページやリーフレット等による周知と活用を図り、早期の相談等につなげます。
- ・啓発用リーフレット等の配布・配架等やホームページを活用した普及啓発を実施し、正しい知識の普及と理解促進に努めます。
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日から20日まで）におけるポスターの掲載、街頭キャンペーンの実施による周知活動を実施します。

##### ○ギャンブル等依存症である者等に対する医療・相談機関や自助グループ・

###### 民間団体に関する情報発信【全関係機関】

- ・ホームページの活用や様々な機会において、医療・相談機関や自助グループ・民間団体に関する情報発信を行います。

##### ○若年世代に対する予防対策【教育委員会・県】

- ・学校や家庭の様々な不安や悩みの相談窓口等を児童生徒・保護者等に周知するとともに、医療機関や警察との連携等、各学校における教育相談体制の充実を図るよう、各市町村教育委員会や県立学校に周知を行います。
- ・ギャンブル等依存症に関する内容を盛り込んだ研修を実施します。
- ・県内の大学や専修学校等において、啓発用のポスターやリーフレットの掲示・配架を行います。

##### ○オンラインで行われるギャンブルに関する注意喚起【県】

- ・ホームページの活用や様々な機会において、オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があることの注意喚起やオンラインカジノの違法性について周知します。

## (2) 不適切なギャンブル等の誘因防止

ギャンブル等への依存を防止するためには、のめり込まない環境整備が重要であることから、誘因防止につながる取組を行います。

### ○射幸心をあおらない広告・宣伝の推進【関係事業者】

- ・全国的な指針に沿った広告・宣伝を推進します。
- ・場内ポスター及びHP等で過度に射幸心をあおるような言葉を使用しません。

### ○過剰な広告や宣伝についての注意・指導【警察】

- ・営業所における過剰な広告宣伝に関する指導等を行います。

### ○オンラインカジノの取締りの強化【警察】

- ・オンラインカジノを含めたオンライン上で行われる賭博事犯に対しては、賭客のみならず収納代行業者やアフィリエイター等、オンライン上で行われる賭博の運営に関する者の取締りを強化します。

## (3) 依存症医療研修の実施

早期に適切な治療と支援を受けることができるよう、人材育成や治療及び支援に関する技術の向上等を目的とした研修を開催します。

### ○精神科医療機関等を対象とした依存症研修を実施【治療拠点機関】

## 2 早期発見と相談支援

### (1) 関係事業者による早期発見と相談支援

ギャンブル等事業者が、依存状態にあると見受けられる利用者等を発見した場合は、依存症対策の事業者相談窓口や専門相談窓口、専門医療機関などを紹介し、利用を勧めます。

また、ギャンブル等依存症である者の家族等から、本人に対する出入り制限などの相談があった場合は、適切に対応します。【関係事業者】

### (2) 社会生活に関する機関による早期発見と相談支援

社会生活に関する各相談機関等において、依存状態にあると見受けられる相談者等を発見した場合や、その家族等から相談があった場合は、専門相談窓口や専門医療機関などを紹介し、利用を勧めるとともに、必要に応じてそれぞれの機能に応じた相談支援を行います。

消費者センター、産業保健センター、福祉事務所、  
生活困窮者自立支援機関、地域包括支援センター、  
かかりつけ医等の一般医療機関、保健所、児童相談所、  
女性相談センター、警察、保護観察所 等

### (3) 専門相談

早期発見につなげるため、依存状態にあると見受けられる相談者等に対して、ギャンブル等依存症に関する専門相談を行います。【相談拠点】

- ・相談拠点（心と体の相談センター）に設置している専門相談ダイヤルにより、ギャンブル等依存症である者や家族からの電話や面接による相談に応じます。
- ・相談にあたっては、相談者のニーズ等を適切に把握し、助言や専門医療機関、自助グループ・民間団体、相談拠点で実施している回復支援プログラム（SAT-G）等の情報提供を行います。
- ・ギャンブル等依存症との合併率が高い精神疾患として、うつ病が挙げられ、自死リスクとの高い関連も認められます。うつ病が疑われる場合や自死リスク等を有する場合は、精神科医療機関等と連携し対応します。
- ・ギャンブル等依存症の特徴の1つに借金が挙げられ、深刻な経済的問題に発展している場合は、生活困窮に加えて、心身の不調や自死リスクにもつながります。多重債務等の経済的問題については、必要に応じてギャンブル等依存症に理解のある司法書士等の法律の専門家と連携し対応します。
- ・ギャンブル等依存症に関する相談は、初めは家族の方のみが相談される場合も多いことから、家族への相談支援について充実を図ります。
- ・各圏域において相談・回復支援が切れ目なく実施できるよう、相談拠点（心と体の相談センター）が連携会議等を開催し、専門医療機関や保健所等との連携体制を構築します。

### 3 回復支援

#### (1) 専門医療

ギャンブル等依存症の専門性を有する医師及び医療職を配置する専門医療機関において、依存症の治療を行うとともに、関係機関と連携を図り、患者の地域生活を支援します。【 専門医療機関 】

#### (2) 回復支援

ギャンブル等依存症である者や家族に対するギャンブル等依存症に関する専門相談を継続するとともに、ギャンブル等依存症である者に対して回復支援プログラム (SAT-G) を実施し、ギャンブル等依存症からの回復に向けた支援を行います。【 相談拠点 】

- ・相談拠点（心と体の相談センター）において、認知行動療法の手法を活用したギャンブル等依存症に特化した回復支援プログラム (SAT-G) を提供します。
- ・各圏域において相談・回復支援が切れ目なく実施できるよう、相談拠点（心と体の相談センター）が連携会議等を開催し、専門医療機関や保健所等との連携体制を構築します。（再掲）

## 4 基盤整備

### (1) 推進体制

県計画の策定にあたっては、ギャンブル等依存症に関する様々な意見を聞くため、「島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置しました。

県計画の推進にあたっては、協議会の意見を聞くとともに、必要に応じて、行政機関、医療機関、関係事業者や自助グループ・民間団体等、様々な関係者との協議を行います。【県】

### (2) 人材育成

「2 早期発見と相談支援」及び「3 回復支援」に関する機関を対象とした、ギャンブル等依存症に関する研修会を開催し、人材の育成を図ります。

【県、相談拠点】

- ・ギャンブル等依存症者の早期発見と、本人や家族等からの相談支援につなげることを目的に、関係事業者や社会生活に関する機関の職員を対象とした研修会を開催します。
- ・ギャンブル等依存症に関する専門相談や回復支援プログラム (SAT-G) を提供することができる人材を育成するための研修会を開催します。
- ・相談拠点（心と体の相談センター）において実施している回復支援プログラム (SAT-G) について、支援技術の習得等を目的とした視察を受け入れます。

### (3) 自助グループ・民間団体の活動支援

広く県民に対して自助グループ・民間団体に関する情報発信を行うとともに、自助グループ・民間団体のミーティング、普及啓発等の活動を支援します。【県】

## 【参考】

### 島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱

#### 【設置】

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、関係機関・団体が連携し、総合的なギャンブル等依存症対策を推進することを目的として、島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### 【所掌事務】

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) ギャンブル等依存症対策の推進に向けた総合的な施策等の検討
- (2) ギャンブル等依存症対策に関する事業の計画及び実績の評価
- (3) その他ギャンブル等依存症対策の推進に必要な事項

#### 【組織】

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体等で構成する。

- 2 協議会の委員は、各機関・団体等から推薦された者とする。
- 3 委員の定数は、20名以内とする。

#### 【会長及び副会長】

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選任する。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

#### 【委員の任期】

第5条 委員の任期は3年とする。

- 2 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任はこれを妨げない。

#### 【会議】

第6条 協議会は会長が招集する。

- 2 会長は、第2条の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者を協議会に出席させることができる。

#### 【庶務】

第7条 協議会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

#### 【補則】

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議の上、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年11月22日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

表 島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会構成機関・団体等名簿

領域	機関・団体等の名称	備考
学識経験者	島根大学人間科学部	
司法	島根県弁護士会	
	島根県司法書士会	
福祉	島根県精神保健福祉士会	
産業保健	島根県産業保健総合支援センター	
当事者・家族	(個人)	当事者
	(個人)	家族
関係団体	ポートピア松江	モーターボート競走
	サテライト山陰	競輪
	島根県遊技業協同組合	ぱちんこ
依存症専門機関	社会医療法人正光会松ヶ丘病院	治療拠点機関
	島根県立心と体の相談センター	相談拠点
行政機関	松江保護観察所	
	松江刑務所	
	島根あさひ社会復帰促進センター	
	島根県消費者センター	

参考 島根県ギャンブル等依存症対策庁内連絡会の関係課等

部局	担当課等
環境生活部	環境生活総務課（消費とくらしの安全室）
教育委員会	学校教育課（子ども安全支援室）
	保健体育課（健康づくり推進室）
警察本部	生活安全部生活安全企画課
健康福祉部	障がい福祉課
	心と体の相談センター



# 誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

いいけん、  
島根県

